

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省28—28)

別紙1

施策名	目標6-2 環境リスクの管理				担当部局名	環境保健部 環境安全課 環境リスク評価室 化学物質審査室	作成責任者名 (※記入は任意)	環境安全課長 立川 裕隆 環境リスク評価室長 笠松 淳也 化学物質審査室長 新田 晃			
施策の概要	化学物質審査規制法(以下「化審法」という。)に基づく化学物質のリスク評価を着実に進めるとともに、化学物質排出把握管理促進法(以下「化管法」という。)に基づくPRTRデータを円滑に集計・公表、活用することにより、PRTRデータ等を活用したリスクコミュニケーションの推進を図り、もって環境リスクを低減し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。また、化学物質の環境リスクに係る国民の理解を深める。				政策体系上の位置付け	6. 化学物質対策の推進					
達成すべき目標	化審法に基づき、段階的なリスク評価を実施し、化学物質のリスク管理の推進を図る。化管法のPRTR制度に基づき、事業者による自主的な化学物質管理を促進するとともに、対象物質の排出状況等及び化学物質の環境リスクに関する国民の理解を深める。				目標設定の考え方・根拠	化審法、化審法の一部を改正する法律案に対する附帯決議、化管法、化管法に基づくPRTR制度	政策評価実施予定時期	平成30年8月			
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
1 化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与した物質数	37物質 23年度	40物質 30年度	-	-	40	40	40	40	40	平成23年4月に全面施行した改正化審法において、スクリーニング評価を行い、優先評価化学物質を指定をした上で、段階的にリスク評価を行う体系となっている。スクリーニング評価の対象となる一般化学物質のうち、全国合計排出量10t超の物質で有害性情報の得られるものについて、平成30年度までにスクリーニング評価における生態毒性に関する有害性評価を終了する。 ※なお、本測定指標については、今年度から予定している検討会・審議会等における化審法の見直しに関する有識者の審議を踏まえて、見直すこととしている。	
測定指標	基準	目標	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)								測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
2 有害性評価困難な化学物質の試験法の開発を実施及び国際機関に対する試験法の標準化の提案・標準化のためのデータ提供	試験法の調査・検討 25年度	標準化の提案やデータ提供 32年度	-	-	試験法案の作成	課題抽出、試験法開発の情報提供	試験法案の改善	試験法案(改)の検証	試験法案(改)の取りまとめ	化審法のリスク評価を加速化するため、既存の試験法では対応できない有害性評価が困難な物質(難水溶性等)について、新たな試験法の開発が必要であるため。 ※なお、難水溶性物質についての底生生物を用いた試験法については、今年度国際会議(経済協力開発機構(OECD))において試験法開発の進捗状況を報告した上で32年度に正式提案する予定であり、OECDでの議論や他国の動向も踏まえて、必要に応じ測定指標を見直す。	
測定指標	基準	目標	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)								測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
3 「化学物質の人へのばく露量総合調査」の進捗状況	- 10年度	ダイオキシン類をはじめとする化学物質に関する情報の蓄積	-	-	-	-	-	-	人へのばく露量モニタリング調査の実施	人へのばく露量モニタリング調査の実施	・「ダイオキシン類対策特別措置法」において、「国及び地方公共団体が講ずるダイオキシン類に関する施策の指標とすべき耐容1日摂取量は、人の体重1キログラム当たり4ピコグラム以下で政令で定める値とする」とされている。本調査を通じてダイオキシン類をはじめとする化学物質に関する国民の摂取量を測定するとともに調査結果を公表することにより国民の理解を深めることが目標であることから、調査の進捗を測定指標として選定。
			「人へのばく露量総合調査」の開始(86人、31物質を対象として調査)	「人へのばく露量総合調査」の実施・公表(84人、34物質を対象として調査)	「人へのばく露量総合調査」の実施・公表(83人、35物質を対象として調査)	「人へのばく露量総合調査」の実施・公表(81人、34物質を対象として調査)	「人へのばく露量総合調査」の実施・公表(77人、33物質を対象として調査)	-	-		

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度			
4 化管法第一種指定化学物質の届出排出量(トン)	-	-	届出排出量を前年度以下とする	28年度	-	-	-	-	-	159,021	-	化管法に基づくPRTR制度において、事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進の結果としての対象化学物質(第一種指定化学物質)の届出排出量を指標として設定した。ここで、排出は最小化させることが望ましいため、現状を維持する水準として前年度の実績を下回ることを目安として設定した。但し、総排出量と環境リスクは必ずしも一致しないため、この点を踏まえた指標・目標値の設定は今後の課題である。
					182,078	175,385	162,922	160,659	159,021	集計中		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
5 化学物質についての理解を深めるリスクコミュニケーション実施状況(化学物質アドバイザーの派遣回数)	24	27年度	24以上	28年度	-	-	-	-	24	-	-	化管法第17条第4項及び第5項に基づき、PRTRデータ等について国民の理解を深めるリスクコミュニケーション実施状況の指標として、化学物質アドバイザー制度に基づくアドバイザー派遣数を設定した。リスクコミュニケーションを推進するため、平成28年度より、派遣数を前年度以上とすることを目標値として設定した。
					25	28	27	24				
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	25年度	26年度	27年度	28年度								
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行経費(平成16年度)	349 (323)	313 (297)	283 (272)	262	1	<p><達成手段の概要> 事業者から提出された製造・輸入数量や毒性試験データ等の資料に加え、届出物質・類似物質等に係る国内外の知見や生態影響に係る専門家の意見を踏まえて分析し、必要な資料を取りまとめて化審法に基づくスクリーニング評価及びリスク評価を厚生労働省(人への毒性)及び経済産業省(製造・輸入数量)と共同で実施する。</p> <p><達成手段の目標(28年度)> 全ての一般化学物質等を対象に、化審法に基づくスクリーニング評価及びリスク評価を実施する。 ※なお、目標については、今年度から予定している検討会・審議会等における化審法の見直しに関する有識者の審議を踏まえて、見直すこととしている。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 化審法に基づくスクリーニング評価の作業により、化学物質の有害性クラスが付与される。</p>	234					
化学物質緊急安全点検調査費(平成25年度)	100 (92)	192 (178)	218 (201)	223	2	<p><達成手段の概要> 既存の試験法では有害性評価が困難な物質(難水溶性等)について試験法の検討・開発等により、化審法に基づくスクリーニング評価・リスク評価を加速化する。</p> <p><達成手段の目標(28年度)> 有害性評価が困難な物質の生態毒性試験法や評価手法等の検討を進める。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 本事業により開発された試験法や評価手法等を用い、化審法のリスク評価を加速化するとともに、国際機関に対して試験法の標準化の提案や標準化のためのデータを提供する。</p>	235					
化学物質の人へのばく露総合調査事業費(平成10年度)	107 (99)	105 (93)	105 (96)	94	3	<p><達成手段の概要> 各種モニタリング調査のデータを収集・解析する。</p> <p><達成手段の目標(28年度)> ダイオキシン類の1日摂取量を、人の体重1キログラム当たり4ピコグラム以下とする。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 各種モニタリング調査のデータを収集・解析し、食品や大気、水、土壌などの環境を経由して国民が1日に摂取しているダイオキシン類の量を推計することで化学物質対策の推進に資する。</p>	283					

PRTR制度運用・データ活用事業 (平成11年度)	93 (81)	101 (99)	122 (124)	130	4.5	<達成手段の概要> 化管法第5条に基づき事業者から届け出られるPRTRデータの円滑な集計・公表を行い、環境リスクの理解に有用な情報を提供するほか、PRTRデータを環境リスクの管理やリスクコミュニケーションなどに幅広く活用する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 本事業において、化管法見直しに必要な情報収集・整備を行う。また、本事業において化学物質アドバイザー制度を適切に実施する。	233
施策の予算額・執行額	649 (595)	711 (667)	728 (693)	709	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		